

1 入院当日の手続き

1. おいでいただくところ

指定の日時に、⑥番入退院受付窓口においでください。

2. 手続きに必要なもの

次のものがが必要です。忘れずにお持ちください。

- ①健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、
高額療養費にかかる「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」
- ②診察券
- ③入院申込書（病院に用意してあります）と印鑑。

〈お願い〉

※入院申込書は、保証人の記名捺印をした上で提出してください。

※入院費用等を納付しない場合は、本人にかわり、保証人がその債務を弁済しなければなりません。

※保証人は患者さん本人と別世帯の成年者で、北海道内で生計を営む、支払い能力のある人に限ります。

〈高額療養費制度のご案内〉

高額療養費制度とは、1ヶ月の診療費負担金（食事負担金、自費分除く）が一定額を越えた場合に還付を受けられる制度です。

限度額や申請方法など、患者様ごとに取扱いが異なりますので、市町村国保の方は、お住まいの市町村役場に、社会保険の方はお勤め先、または保険者にお問い合わせください。

3. 保険証の確認

健康保険証は入院時のほか、退院時にも確認させていただきます。なお、健康保険証に変更があった場合には、速やかに⑥番入退院受付窓口にご連絡ください。